

まちの“イマ”を伝える行政情報誌

# よしおか

広報



2023

7

No.388

吉岡町役場

検索



今月の  
表紙

チャレンジデー2023

Yoshioka Public Relations



目次

チャレンジデー2023	P2
町政ニュース	P3~13
健康・子育て	P14~16
スポーツの話題／くらしの便利帳	P17~20
図書館	P21
7月Information	P22
HOT SHOT	P23
よしおかスケジュールカレンダー	P24

※本紙に掲載されているイベントなどは新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い中止となる場合があります。最新情報は町ホームページなどで確認してください。



# チャレンジデー2023

～みんなで楽しく運動し、町を元気にしよう～

参加率	広島県北広島町	48.5%(第1位)
	秋田県三種町	41.0%(第2位)
	吉岡町	26.4%(第3位)

5月31日(木)にチャレンジデー2023が開催され、町内の各施設で大変盛り上がりしました。チャレンジデーとは、町民の健康づくりと地域の活性化のためのイベントで、当日に15分以上継続して行った運動の参加率を他の参加自治体と競うものです。プログラム数は全部で72になり、早朝から夜遅くまで多くの町民の皆さまに参加していただきました。



エール交換

## 当日の様子



親子バレーボール教室



スカイクロスオープン大会

陣場自治会によるウォーキング



フリースロー大会



吉岡中全校体育集会



親子リズムダンス教室



渋川広域インディアカ交流大会



問い合わせ先

文化センター ☎54-1161 (直通)

## 今月の納税

固定資産税……………2期  
国民健康保険税  
介護保険料……………1期  
後期高齢者医療保険料

納期限 7月31日(月)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay  
でも納付できます。また、便利で確実な  
口座振替もご利用ください。

## 就任の「あいさつ」



副町長

高田 栄二

このたび、柴崎町長のご推挙をいただき、第2回吉岡町定例議会においてご同意を賜り、6月5日付で副町長として任命されました。身に余る光栄でありますとともに、その職責の重大さに身の引き締まる思いであります。

町長の掲げる「みんなで創ろう 住み続けたい町よしおか」を実現し、「思いを紡ぎ未来につなげる まちづくり」を進めるサポート役として、努力していきたいと思えます。

私は、これまで吉岡町職員として35年間勤めさせていただきました。この間、入庁時の昭和から平成、令和と元号が変わりましました。また、吉岡村から吉岡町へと変わり、人口も奉職当時の1万1千人から倍増し、2万2千人を超えるに至りました。そして、米麦養蚕を主体とした兼業農家が住民の多数を占めており、

隣近所が知り合い同士ばかりだった時代から、7割以上の皆さんが移り住んでこられている今の町の様相の変化と、その発展の様子を職員として見つめてきました。町民の皆さんが、同じような生業の中で生きてきた昭和の頃と、それぞれの方の価値観が多様化してきている令和の今の移り変わりを肌で感じております。

こうした経験を元に、今後のまちづくりを進めるに当たっては、「むずかしい言葉や計画」の説明ではなく「実際のところ何をどうして、どうなるのか」ということを説明することをもっと大切に、少しでも多くの町民の皆様のお役に立てるよう、尽力したいと思います。

町民の皆様からのご指導とご協力をいただけますよう、お願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。

## 人事異動のお知らせ(7月1日付)

		異動前	異動後
課長	小林 康弘	住民課	総務課
	一倉 哲也	企画財政課 財政室	住民課(昇任)
室長	武藤 孝造	産業観光課 産業振興室	企画財政課 財政室
	廣橋 美和	産業観光課 道の駅振興推進室	産業観光課 産業振興室 (道の駅振興推進室兼務)
室員	新井 俊恵	総務課	産業観光課
	竹内 慎太	税務会計課	総務課
	浅見 和明	産業観光課	税務会計課

### 退職

高田 栄二	総務課	(令和5年6月4日付)
中林 宏之	総務課	(令和5年5月31日付)



町民福祉へのご尽力に感謝  
町政功労で詫間小夜子さんを表彰

吉岡町町政功労者等表彰規程に基づく表彰式が5月12日に行われました。保護司として18年間にわたり町民福祉の向上に尽くされた詫間小夜子さんが表彰されました。

### ▼問い合わせ先

総務課 人事行政室  
☎26・2240(直通)





# 二十歳の門出を祝う は た ち 令和6年二十歳のつどいのご案内

二十歳の門出を祝して「令和6年吉岡町二十歳のつどい」を開催します。

- ▶期日 令和6年1月7日①
- ▶時間 10:00～(9:30受け付け開始)
- ▶場所 文化センターホール
- ▶対象 平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれで町に住所を有している人、または吉岡中学校を卒業した人。

※対象者には11月上旬に案内通知を送付します。

▶問い合わせ先 教育委員会事務局 生涯学習室 ☎54-1054 (直通)

## 国保の離脱は スマホで

7月から、ぐんま電子申請受付システムで社会保険などの他の健康保険に加入した場合の国保離脱手続きができるようになりました。国保を離脱する人全員分の新しい保険証を撮影し、必要事項を入力して保険証の画像データとともに送信してください



▲ぐんま電子申請  
受付システム

申請・問い合わせ先  
住民課 保険室  
☎26-2249(直通)

期限までに納付しましょう

## 令和5年度国民健康保険税納税通知書の送付



まちの木

税制改正などで変更があった賦課限度額や法定軽減が適用された内容となっております。内容を確認し、各納期限までに納付をしてください。

### ▼納付方法

- 口座振替
- 金融機関・コンビニで納付
- 電子決済(LINE Pay, PayPal)で納付

※社会保険などに加入した場合、税額を再計算する必要があります。新しく加入した健康保険証をご用意のうえ、窓口まで届け出てください。

倒産・解雇や雇い止めなど会社都合で退職(非自発的失業)した場合は、保険税の軽減

を受けられる場合があります。該当する場合は、窓口まで届け出てください。

納期限までに納付されないや督促状が発送されます。その後納付されない場合、差し押さえなどの滞納処分が行われるとともに、通常より有効期限の短い保険証や病院などで自己負担が10割の資格者証が交付されます。他にも一部給付が制限されることとなります。確実な納付をお願いします。

### ▼問い合わせ先

住民課 保険室  
☎26・2249(直通)

## 重度障害者等 理容美容利用券の交付

重度障害のある人に、理容美容利用券を交付します。1枚2千円分の利用券2枚を、7月に対象者へ郵送します。

▶対象 7月1日時点で町に住民登録があり、在宅で次のいずれかの手帳を所持する人

- ①身体障害者手帳1・2級
- ②療育手帳A
- ③精神障害者保健福祉手帳1級

※町外の転出、死亡、施設などに入所している人は除きます。

### ▶利用方法

町内の協力理容・美容店でご利用ください。  
※対象者への通知に、町内の協力店一覧を同封しています。

本事業にご協力いただける町内事業者を随時募集しています。問い合わせ先までご連絡ください。

▶問い合わせ先  
介護福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)

保険証が更新されます

## 国民健康保険に関するお知らせ



まちの花

新しい保険証は、「緑色」です。7月中旬に各世帯主あてに送付します。現在の保険証(紫色)は、8月1日以降は使用できません。保険室へ返却するか、破棄してください。

### 新しい保険証が届いたら

記載内容に誤りがないか、人数分の保険証があるかを確認してください。70歳から74歳までの人は、負担割合が記載された「被保険者証兼高齢

受給者証」となっているか確認してください。記載内容に誤りがあるときは、保険室へお問い合わせください。

なお、退職や就職、転入・転出などによる国保の加入や離脱には、届け出が必要です。異動があった日から14日以内に届け出をしてください。

### ▼申請・問い合わせ先

住民課 保険室  
☎26・2249(直通)



7月は社会を明るくする運動の協調月間・再犯防止啓発月間です

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、力を合わせて犯罪や非行のない、安全で安心な明るい地域社会を築くための法務省主唱の全国的な運動です。

自らの過去と向き合い、罪を償って立ち直ろうとしている人たちへのご理解をよろしく願います。

【問い合わせ先】 介護福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)

福祉医療制度の対象者

区分	対象者	申請に必要なもの
子ども ※出生および転入時などに申請	0歳～高校生世代	<input type="checkbox"/> 健康保険証
重度心身障害者など ※適宜更新が必要です。 ※令和5年8月1日から所得制限基準が導入されます。1月2日以降に転入した場合、令和5年度の所得課税証明書が必要になる場合があります。	障害年金1級	<input type="checkbox"/> 障害者年金証書 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	身体障害者1.2.3級 ※3級は入院のみ	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	療育手帳A判定	<input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	特別児童扶養手当1級	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 健康保険証
母子・父子家庭など ※更新：1年に1度	精神通院医療適用者 ※精神通院のみ	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 健康保険証
	●母子・父子家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とその扶養者  ●父母のいない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童  ※いずれも所得税非課税者 ※事実上の婚姻関係と同様の事情にある人は該当になりません。	<input type="checkbox"/> 健康保険証  <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（本籍地が町外の人） <input type="checkbox"/> 令和5年度の所得課税証明書（1月2日以降に転入した人）

福祉医療制度

保険医療費の自己負担分を助成します

県内の医療機関を受診する際、健康保険証と一緒に**福祉医療費受給資格者証**を提示すると、保険診療の自己負担分が助成されます。対象者および申請に必要なものについては、左表をご確認ください。  
なお、福祉医療制度は、皆さまの税金でまかなわれていきます。将来にわたり維持していくために、制度の仕組みや目的をご理解のうえ、受診してください。特に**他の公費負担医療制度との併給など**にご協力をお願いします。

母子・父子家庭などの皆さまへ

現在受給資格者証を交付されている人には、7月中に通知を発送します。7月31日までに申請してください。

重度心身障害者などの皆さまへ

令和5年8月から福祉医療制度が一部変更となり、所得制限基準が導入されます。現在受給資格者証を交付されている人には、7月中に通知を発送します。7月31日までに申請してください。

▼所得の確認対象

受給資格対象者本人および同一世帯の配偶者・扶養義務者

▼対象所得

給与所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得(年金)など

※障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です。

※窓口などで個人の収入に関する問い合わせにはお答えできません。

▼問い合わせ先

住民課 保険室  
☎26・2249(直通)



重度心身障害者などの所得制限基準額および収入額の目安

扶養親族などの数 (※1)	受給資格者本人		配偶者または扶養義務者	
	所得制限基準額(※2)	収入額の目安(※3)	所得制限基準額(※2)	収入額の目安(※3)
0人	3,604,000円	約5,180,000円	6,287,000円	約8,319,000円
1人	3,984,000円	約5,656,000円	6,536,000円	約8,586,000円
2人	4,364,000円	約6,132,000円	6,749,000円	約8,799,000円
3人	4,744,000円	約6,604,000円	6,962,000円	約9,012,000円

※1 扶養親族などの数は、税法上実際に扶養している人の数です。  
 ※2 所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠しているため、制度改正により変更となることがあります。  
 ※3 収入額の目安は、給与所得者を例とした額です。

# 群馬県知事選挙

●投票日 7月23日(日) 7:00~20:00 (告示日 7月6日(金))  
 ●期日前投票・不在者投票 7月7日(金)~22日(土) 8:30~20:00  
 コミュニティセンター1階和室

## ▶投票できる人

平成17年7月24日以前に生まれた人で令和5年4月5日以前に町に転入手続きをし、引き続き町の住民基本台帳に登録されている人  
 ※県内の他市町村に転出した人は、投票所が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## ▶投票所入場券

入場券を世帯ごとに発送しました。投票所に持参してください。紛失した場合は運転免許証などを持参してください。

## ▶第6投票所が変更

第6投票区の投票所は、上中町集落センター(大久保1517)に変更となりました。

▶問い合わせ先 町選挙管理委員会 26-2240(直通)

梅雨の時期です!  
 情報の入手方法の確認を

### よしおか ほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

登録はこちら



URL  
<https://service.sugumail.com/yoshioka/>

URLを入力または二次元バーコードを読み取ってください。

### テレビリモコン 「d」ボタン

データ放送を通じて、気象情報や、町が発信する防災情報などを見ることができます。  
 また、群馬テレビのデータ放送では、町からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先  
 総務課 協働安全室  
 ☎26-2243(直通)

**短期被保険者証**  
 通常、被保険者証の更新期

令和6年7月末までの自己負担割合および所得区分は同一世帯の被保険者の令和5年度の住民税課税所得により判定されます。

**医療費の自己負担割合・自己負担限度額**

後期高齢者医療被保険者証(だいたい色)が8月1日から紫色になります。  
 8月以降、今までのだいたい色の被保険者証は使用できません。保険室へ返却するか、破棄してください。紫色の新しい被保険者証を7月中に郵送します。

保険証が更新されます  
**後期高齢者医療制度に関するお知らせ**



▼問い合わせ先  
 住民課 保険室  
 ☎26・2249  
 県後期高齢者医療広域連合  
 ☎027・256・7171

臓器提供意思表示欄(任意)  
 被保険者証裏面に臓器提供意思表示欄があります。提供意思のある人はご記入ください。

間は1年間ですが、保険料の滞納状況により、通常より有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。さらに、特別な理由がないのに納付状況が改善しないときは、医療費がいったん全額負担になる「資格証明書」を交付する場合があります。

## 自己負担割合、所得区分および自己負担限度額

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	世帯にいる被保険者の住民税課税所得	【現役並み所得者Ⅲ】 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回140,100円】※1
		【現役並み所得者Ⅱ】 380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数回93,000円】※1
		【現役並み所得者Ⅰ】 145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回44,400円】※1
2割	【一般Ⅱ】 ①世帯に被保険者が1人 住民税課税所得28万円以上かつ、年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ②世帯に被保険者が2人以上 住民税課税所得28万円以上かつ、年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上	「18,000円」または 「6,000円+(医療費-30,000円)×10%」のうち、いずれか低い金額 (年間上限144,000円)	57,600円 【多数回44,400円】※1
1割	【一般Ⅰ】 上記以外の住民税課税世帯	18,000円 (年間上限144,000円)	
	【低所得者Ⅱ】 世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く)		24,600円
	【低所得者Ⅰ】 住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下かつ、その他の所得※2がない	8,000円	15,000円

※1 過去12カ月の間に、外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から限度額が下がります。  
 ※2 給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除した所得金額



## お気軽にご相談ください 人権擁護委員が委嘱されました

7月1日付で、法務大臣から小谷野浩さんが委嘱されました。任期は3年です。  
人権擁護委員は、法務局と連携して相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。また、関心を持っていただけるよう人権啓発活動に尽力されています。  
毎月第2木曜日には、老人福祉センターで人権相談を受けています。お気軽にご相談ください。

**よろしくをお願いします** 新任 小谷野 浩さん (下野田) 令和5年7月1日付  
**ありがとうございました** 退任 世古 浩貴さん (下野田) 令和5年6月30日付

▶問い合わせ先 介護福祉課 福祉室 ☎26-2246 (直通)

## 後期高齢者医療制度への加入

後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の方が加入する健康保険制度です。

ただし、障害認定に該当する65歳～74歳の人も、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

加入を希望する場合は、保険室窓口にご相談の上、申請してください。

いったん加入しても、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼっての撤回はできません。

### 障害認定該当の障害等級

- 国民年金法などの障害年金1・2級
- 身体障害者手帳1～3級、ならびに4級のうち、次のいずれかに該当する人
  - ① 音声、言語機能の著しい障害
  - ② 両下肢の全ての指を欠く
  - ③ 一下肢の下腿2分の1以上を欠く
  - ④ 一下肢の機能の著しい障害
  - ⑤ 両下肢全体の機能障害で、一下肢の機能の著しい障害と同程度
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級
- 療育手帳A判定

申請・問い合わせ先  
住民課 保険室  
☎26-2249 (直通)

## 後期高齢者医療保険制度 限度額適用認定証など

現在の認定証の有効期限は7月31日です。  
限度額適用認定証、限度額適用・標準負担限度額減額認定証を医療機関窓口で提示すると次の表の負担軽減が受けられます。  
入院などで支払いが高額になる可能性がある人は、申請手続きをしてください。  
ただし、令和4年度に認定証の交付を受け、令和5年度も所得区分が変わらない人には、8月1日～令和6年7月31日に使用できる認定証を被保険者証に同封します。

### 限度額適用認定証など

所得区分	認定証種別	医療機関窓口で提示すると
現役並み I・II	限度額適用認定証	医療費の窓口負担が自己負担限度額まで抑えられます。
非課税世帯	限度額適用・標準負担限度額減額認定証	医療費の窓口負担が自己負担限度額まで抑えられ、入院時の食事代も減額されます。

▼問い合わせ先  
住民課 保険室  
☎26-2249  
県後期高齢者医療広域連合  
☎027-256-7171



## 均等割額の軽減について 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。令和5年度の均等割額の軽減制度は次の表のとおりです。

▼問い合わせ先  
住民課 保険室  
☎26-2249

### 保険料率

均等割額	45,700円
所得割率	8.89%
賦課限度額	66万円

### 均等割の軽減

軽減割合	軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額で判定します。)
7割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与と所得者の数 ※ - 1)]以下
5割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与と所得者の数 ※ - 1)] +29万円×(世帯の被保険者数)]以下
2割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与と所得者の数 ※ - 1)]以下 +53万5千円×(世帯の被保険者数)]以下

※「10万円×(年金・給与と所得者の数-1)」の部分は年金・給与と所得者の数が2以上の場合のみ計算します。年金・給与と所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する人の数です。  
・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与と分を除く)  
・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人  
・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人



## 2月28日までにマイナンバーカードの申請をした人へ

令和5年2月28日までにマイナンバーカードの申請をした人はマイナポイントを受け取れます。該当する人に対する交付通知書（はがき）の送付は完了しています。

交付通知書が届いている人は、住民課までマイナンバーカードの受け取りに来てください。

交付通知書が届いていない人は、住民課までご連絡・ご確認ください。

※受け取りの際は、交付通知書の他に**本人確認書類**を持参してください。



▲詳しくはこちら

### 問い合わせ先

- マイナンバーカードについて
- マイナポイントについて

住民課 住民環境室 ☎26-2244(直通)  
企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)

## 人間ドック受診に補助金

健康の保持・増進のため

人間ドックの受診を希望する人へ、申請により補助金を交付しています。

対象となる人間ドックは、日帰り人間ドック、1泊人間ドックおよび脳ドックです。  
※人間ドックを受診しない人は、町の健診を受けましょう。  
※町の健診を受けた場合、人間ドックへの補助金を受けることはできません。

### ▼対象

- **国民健康保険(国保)加入者**
- 受診日現在、1年以上国保の被保険者で、30歳以上の人
- 申請日時点で国保税を完納している人

### 後期高齢者医療保険加入者

受診日現在、町に住所があり、後期高齢者医療保険料を完納している人

### ▼医療機関

ご自身で選定

### ▼助成金額

2万円  
※健診料が2万円以下の場合  
は支払った金額まで

### ▼申請方法

受診後、左記のものを保険室に持参してください。

- 人間ドック健診料の領収書
- 健診結果(一式)
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

### ▼受診期間

令和5年4月1日④～

令和6年3月31日⑤

### ▼申請期限

令和6年4月1日⑥

※令和6年3月中に受診した人は、あらかじめ申請期限内に申請し、健診結果通知表は令和6年4月30日⑦までに追加で持参してください。

※申請期限までに申請がない場合、補助金を受けることはできません。

### ▼申請問い合わせ先

住民課 保険室  
☎26・2249(直通)



7月3日⑧から受け付け開始

## 国民年金保険料免除等の申請

保険料が納め忘れの状態  
で、万が一、障害や死亡といっ  
た不慮の事態が発生すると、  
障害基礎年金や遺族基礎年金  
が受けられなくなる場合があ  
ります。

保険料の納付が困難な場合  
には、**保険料免除制度や納付  
猶予制度**があります。窓口で  
手続きをしてください。申請  
書は窓口にあります。

対象期間は令和5年7月分  
～令和6年6月分です。

2年1カ月前の月分まで免  
除申請が可能です。失業など  
により保険料を納付すること  
が困難になったものの、申請  
を忘れていたために未納期間  
がある人は、一度ご相談くだ  
さい。

### ▼相談・問い合わせ先

渋川年金事務所 国民年金課  
☎22・1607  
住民課 保険室  
☎26・2249(直通)

国民年金保険料は納付期限  
までに納めましょう

令和5年度分の国民年金保  
険料は、月額**16,520円**で  
す。

### ▼納付方法

- 金融機関・郵便局・コンビニで納付
- フレジットカードで納付
- インターネットなどで納付
- 口座振替

日本年金機構では、国民年  
金保険料を納期限までに納付  
しない人に対して、電話、書  
面、面談などで早期納付の案  
内を行っています。

未納のまま放置された場  
合、納付を督促する文書(督促  
状)を送付します。指定された  
期限までに納付が無い場合  
は、延滞金を課すだけでなく、  
**納付義務のある人の財産を差  
し押さえる**ことがあります。  
早めの納付をお願いします。  
※納付義務者は被保険者本  
人、連帯して納付する義務を  
負う配偶者および世帯主で  
す。





# 住民税非課税世帯等に対する 「価格高騰重点支援給付金」のご案内

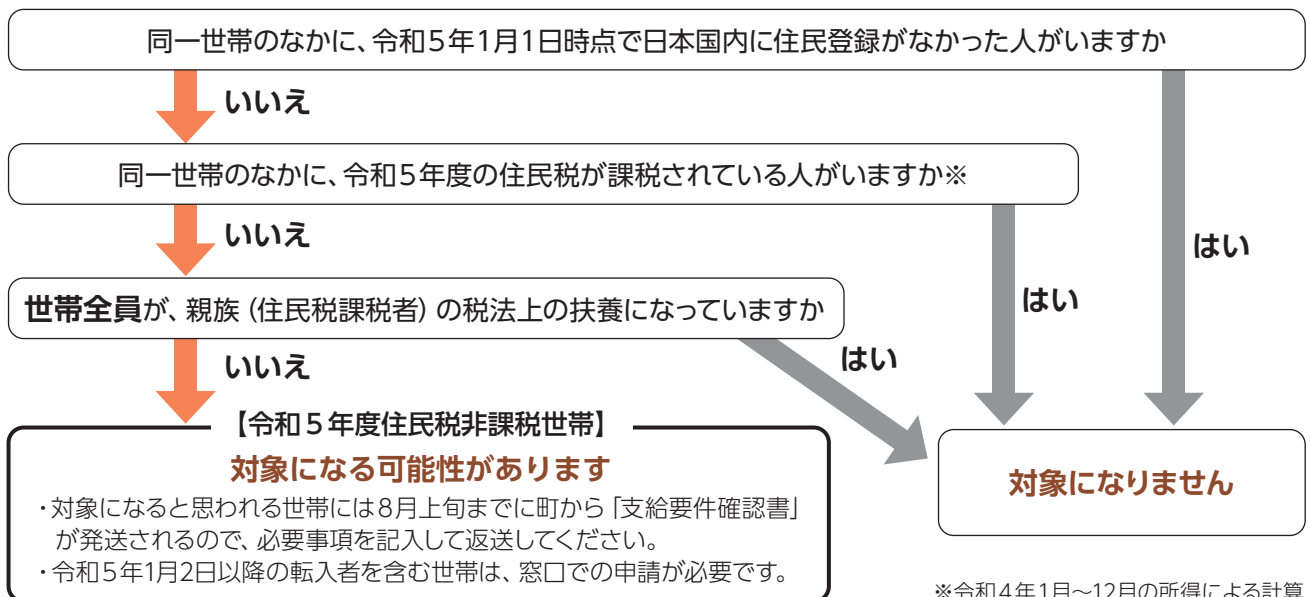
電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和5年度住民税均等割が非課税となった世帯など)に対して、1世帯当たり3万円の現金給付を行います。

## ▶対象

6月1日時点で吉岡町に住所を有し、世帯全員が令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯の世帯主  
※課税者の被扶養者のみからなる世帯は対象になりません。

※令和5年1月1日時点で日本国内に住民登録がない人を含む世帯は対象になりません。

## 支給要件確認フローチャート (6月1日の世帯状況による)



## ▶申請方法

令和5年1月1日以前から世帯全員が吉岡町に住民登録されている世帯およびその他町が課税状況を確認できる世帯  
支給要件を満たす世帯主の人に「支給要件確認書」を8月上旬までに送付します。通知が届いたら条件に当てはまるか確認し、町に返送してください。

上記以外で令和5年1月2日以降に吉岡町に住民登録された世帯員がいる世帯  
課税情報を確認するために申請が必要です。8月7日(金)から受け付けを開始します。

### 申請に必要なもの

- 申請書(請求書) (8月7日(金)以降に町ホームページからダウンロードまたは窓口で受け取ってください。)
- 本人確認書類の写し
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し
- 令和5年度住民税非課税証明書またはその写し  
(現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる場合は異なる世帯員全員分)

## ▶確認書の返送期限および申請書の受付期限

11月15日(金) ※消印有効

問い合わせ先

介護福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)

**サマージャンボ 7億円**  
 サマージャンボミニ 3千万円  
 当せん者のチャンス広がる!  
 7月4日(火)同時発売

自分らしい夏休みで素敵な体験をたくさんしよう。  
 Refresh! もっと自分らしい働き方・休み方  
 年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

## ヘルメットを着用しましょう

### 高校生等自転車用ヘルメット購入補助金



群馬県交通安全条例の改正により、令和3年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。自転車事故が多く、ヘルメット着用率の低い高校生世代に向けて、着用の促進を図るため、補助を実施しています。

#### ▼対象

申請年度に満15歳～満18歳に達する中高生の保護者で、安全基準を満たすヘルメット(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

#### ●申請日に中高生と保護者が町に住所を有していること

●ヘルメットの購入から1年以内であること

※申請回数は着用者1人につき1回限りとなります。

#### ▼ヘルメットの安全基準

- ・SGマーク
- ・JCFマーク
- ・CEマーク
- ・GSマーク
- ・CPSマーク
- ・その他町長が認めるもの

#### ▼補助金額

ヘルメット購入価格の2分の1(1000円未満切り捨て)で、上限2,000円

#### ▼申請に必要なもの

- 申請書
- 領収書など(購入日、商品名および購入額が記載されているもの)
- ヘルメット付属の保証書または取扱説明書
- 安全基準を満たしていることが分かる書類
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

#### ▼申請方法

ぐんま電子申請受付システムまたは窓口で申請してください。



▲ぐんま電子申請受付システムはこちら

#### ▼問い合わせ先

総務課 協働安全室  
 ☎26・2243(直通)

## 乳幼児の安全のために

### チャイルドシート購入補助金



自動車の運転者は、6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合には、チャイルドシートの着用が義務づけられています。町では交通事故から子どもを守るためチャイルドシート購入補助を実施しています。

#### ▼対象

乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準を満たすチャイルドシート(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

#### ●申請日に乳幼児と親権者が町に住所を有していること

●購入日に乳幼児が6歳未満であること

●町税を滞納していないこと

●チャイルドシートの購入から1年以内であること

※補助金を交付できる台数は乳幼児1人に対し1台です。

#### ▼補助金額

チャイルドシート購入価格の2分の1(千円未満切り捨て)で、上限8,000円

#### ▼申請に必要なもの

□申請書

#### ▼問い合わせ先

総務課 協働安全室  
 ☎26・2243(直通)

#### ▼申請方法

ぐんま電子申請受付システムまたは窓口で申請してください。



▲ぐんま電子申請受付システムはこちら





後付けの装置に限ります

## 自動車誤発進防止装置設置費補助金



### ▼対象

- 満70歳以上で後付けの自動車誤発進防止装置を購入・設置し、次の全てに該当する人
- 町内に住所を有していること
- 自動車運転免許証を保有していること
- 町税を滞納していないこと
- 誤発進防止装置の購入・設置から1年以内であること
- ※ 申請回数は1人につき1回限り

### ▼補助金額

購入および設置にかかる費用の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限2万円

### ▼申請に必要なもの

- 申請書
- 運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- 領収書など(購入日および購入額が記載されているもの)
- 取扱説明書など(自動車誤発進防止装置の概要がわかるもの)
- 装着状況が分かる写真
- 補助対象者に町税の滞納がないことを証明するもの
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

### ▼問い合わせ先

総務課 協働安全室  
☎26・2243(直通)

運転に不安を感じたことはありませんか？

## 運転免許証の自主返納を支援



### 返納支援金

5,000円を交付します。

### ▼申請に必要なもの

- 申請による運転免許の取り消し通知書
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

### 運転経歴証明書交付手数料全額支援

運転経歴証明書の交付手数料相当額を交付します。

### ▼申請に必要なもの

- 申請による運転免許の取消通知書
- 運転経歴証明書の写し
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

### ▼問い合わせ先

総務課 協働安全室  
☎26・2243(直通)

## ナンバーディスプレイなど特殊詐欺対策電話機などの購入費を補助



### ▶対象

次の全てに該当する人またはその人の属する世帯の世帯員

- 申請日時点において町内に住所を有している65歳以上の人
- 特殊詐欺対策電話機などの購入から1年以内であること
- 世帯員全員に町税などの滞納がないこと

### ▶補助金額

購入費の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限5,000円

### ▶申請方法

購入した機器の領収書および保証書の写しを添付し、補助金の交付申請を行ってください。

問い合わせ先  
総務課 協働安全室  
☎26-2243(直通)

## 水路に草やごみなどを流さないでください

近年、草刈り後の草やごみで水路が詰まり、民家や田畑、道路に被害が出る事故が発生しています。また、水路に草やごみが詰まることにより、水が流れなくなり、水路を利用できなくなるケースも多く見られています。

今後もこのような事故が発生すると、水路を利用する農業者や付近の住民に大変迷惑がかかります。田畑周辺の草刈りを実施する際には、水路に草やごみなどが流れないように、注意してください。

▶問い合わせ先 建設課 用地管理室 ☎26-2279(直通)

## 農地を貸したい人・借りたい人へ 農地中間管理事業を活用してみませんか？



農地を貸したい人・借りた  
い人を仲介し、農地の利用集  
積・集約化を進めています。農  
地の有効活用のため、農地の  
管理に困っている人、土地持  
ち非農家の人、現在の農業経  
営を拡大したい人、利用権設  
定が満期を迎える人などは、  
農地中間管理事業の活用をご  
検討ください。

▼農地を貸す・借りるときに  
必要な書類  
貸すとき  
農用地等貸付希望申出書  
借りるとき  
農用地等借受応募書  
※群馬県農業公社ホームページ  
(URL <http://www.gnkc.or.jp/>)  
からダウンロードするか、窓  
口で受け取ってください。

▼提出・問い合わせ先  
農業委員会事務局  
☎26・2281(直通)

### 農地の保全管理のお願い

管理が行き届いていない農  
地で、さまざまな被害が出て  
います。雑草を放置すると、火  
災・病害虫・交通事故などの発  
生要因となり大変危険です。  
周囲の耕作地や住民に迷惑  
がかからないよう、除草など  
の適切な管理をして、荒廃農  
地の解消にご協力をお願いします。

### 農地パトロールを実施

農地パトロール(農地利用  
状況調査)とは、遊休農地の把  
握と発生防止、農地の無断転  
用防止を図り、農地の確保と  
有効利用のために実施するも  
のです。

7月下旬から8月上旬にか  
けて、農業委員・農地利用最適  
化推進委員による農地パト  
ロールを行います。調査の際、  
農地に立ち入ることがありま  
す。あらかじめご了承ください。

まちの職員を募集します

## 職員採用試験(令和6年4月1日採用予定)



### 一般行政事務職

- ▼採用予定人員 若干名
- ▼受験資格 次の全てに該当する人

- ①平成6年4月2日〜平成18年4月1日生まれの人
- ②日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

### 文化財事務職

- ▼採用予定人員 若干名
- ▼受験資格 次の全てに該当する人

- ①昭和52年4月2日〜平成11年4月1日生まれで、次のいずれかに該当する人
  - ア 学校教育法に基づく4年制の大学または大学院において考古学、歴史学、または文化財学に関する課程を専攻して卒業(修了)した人
  - イ 博物館法に基づく学芸員の資格を有する人
  - ②埋蔵文化財の発掘調査または文化財の調査研究業務の経験が3年以上ある人
  - ③日本国籍を有する人で地方公務員法第16条の規定に該当しない人

### 試験日・内容

▼【第1次試験】9月17日◎

適性検査、教養試験、時事、社会、人文および自然に関する一般知識など高等学校卒業程度の択一式試験

▼【第2次試験】10月中下旬

- 各職種共通 事務適性検査、面接試験
- 一般行政事務職 グループディスカッション
- 文化財事務職 作文試験

- ▼場所 古岡町役場
- ▼申込書の配布  
7月18日◎から総務課窓口で配布または郵送請求
- ※郵送の場合は町ホームページをご確認ください。
- ▼申し込み  
7月18日◎〜8月10日◎
- ※申込書の配布と受け付けは開庁時間に限りません。
- ※郵送の場合は、簡易書留で8月10日◎消印まで有効
- ▼申し込み・問い合わせ先  
〒370-0369  
吉岡町大字下野田560番地  
総務課 人事行政室  
☎26・2240(直通)



## 令和5年度 自衛官等採用案内

採用種目	受験資格	受付期間	試験日
自衛官候補生(任期制自衛官)	18歳以上 33歳未満	通年	受付時に通知
一般曹候補生		~9月5日ⓧ	9月16日ⓧ~19日ⓧのうち 1日を指定
航空学生 (航空自衛隊・海上自衛隊)	高卒(見込含)以上 航空:21歳未満、海上:23歳未満	~9月7日ⓧ	9月18日ⓧⓧ
防衛大学校学生(一般採用試験)	高卒(見込含)以上 21歳未満	~10月18日ⓧ	10月28日ⓧ
防衛医科大学校 医学科学生		~10月11日ⓧ	10月21日ⓧ
防衛医科大学校 看護学科学生		~10月4日ⓧ	10月14日ⓧ

▶問い合わせ先 自衛隊群馬地方協力本部 前橋募集案内所 ☎027-220-4351

## 町政ニュース

### 今月の手話

### 「趣味」



開いた右手を、ほほからあごへ握り下ろします。

### 各種統計調査

### 統計調査員を募集

国ならびに県からの委託により実施する各種統計調査に従事する統計調査員を募集します。

- ▼職務内容
  - 調査員事務打ち合わせ会(説明会)への出席
  - 担当調査区の範囲と調査対象の確認
  - 調査内容の説明、調査関係書類の配布と記入の依頼
  - 調査票の回収
  - 調査票の検査・整理
  - 調査関係書類の提出
- ▼調査名
  - 住宅・土地統計調査
- ▼募集人員 5人
- ▼期間 8月末~11月初め
- ▼時間 指定された期間内で、原則日中の都合がつく時間
- ▼待遇 報酬を支給(県補助金の範囲内)
- ▼応募資格
  - 調査活動に専念できる健康な人。調査員として仕事上、不適合と思われる職業または経歴を有しない人(警察、選挙、税務事務、興信所などに直接関係のない人)
- ▼申込方法
  - 企画財政課にご連絡のうえ申込書を提出してください。
- ▼問い合わせ先
  - 企画財政課 企画室
  - ☎26・2241(直通)



## 月1で学ぶ! 消費者の賢コツ マルチ取引に 気をつけて

人に紹介すると紹介料がもらえる、などと勧誘し、商品やサービスを契約させるマルチ取引の相談が若者に増えています。

**事例**

友人から、アフィリエイト(成果報酬型の広告宣伝)に誘われた。内容は自分のブログに商品広告を貼り付けて、見た人が購入すれば売上の一部が報酬になるというものだった。また、この副業を人に紹介すると紹介料が入ると言われた。

登録料を数十万支払い始めたが儲からず、人に紹介もできなかった。友人に解約方法を聞いても教えてもらえず、契約先のサイトも英語で読めない。

- 渋川市消費生活センター** ☎22-2325  
(月~金午前9時~午後4時(祝・年末年始を除く))
  - 群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001
  - 消費者ホットライン** ☎188
- 町ホームページはこちら▶



- トラブルを防ぐには**
- 実態や仕組みが分からないマルチ商法は始めないようにしましょう。
  - 友人や知り合いからの勧誘でもきっぱり断りましょう。
  - 儲けるための安易な高額の支払いや借金はやめましょう。
  - 不安に思ったら消費生活センターなどに相談しましょう。

## 保育所・認定こども園(保育利用の2号・3号)

# 令和6年度中の新規入所申し込みのお知らせ

保育所および認定こども園に令和6年度からの新規入所を希望する人は、9月13日(水)・15日(金)・19日(火)に一斉申し込みを受け付けます。育休明けなどで令和6年4月以降の年度途中からの入所を希望する人も対象です。母子手帳の発行後であれば、出生前でも申し込みができます。

なお、現在町外に住んでいて、これから町に転入する予定の人はご相談ください。

※受付期間終了後は審査期間となるため、令和6年1月末までは新年度入所の申し込みができません。必ず受付期間内に申し込みをしてください。

	<b>9月13日(水)・9月15日(金)・9月19日(火)</b>
期 日	※上記期間に申し込みができない人は 9月20日(水)～29日(金)に子育て支援室(保健センター内)で受け付けます。
受付時間	9:00～11:30、13:30～16:30
場 所	<b>保健センター 集団検診室</b> ※各保育所・認定こども園では受け付けできません。
必要なもの	<input type="checkbox"/> 申込書 <input type="checkbox"/> 父母の就労証明書 } 町ホームページでダウンロードできます。 ※農業や家族の経営する事業に携わっている場合は、家族以外の方が証明する就労証明などが必要になることがあります。 ※求職中で申請する場合は、求職活動状況申出書の提出をしてください。 ※その他、就労中であることや収入について確認できる書類(直近の給与支払明細書、採用決定通知書など)の提出を求められることがあります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●先着順ではありません。</li> <li>●定員などの都合により入所できない場合もあります。</li> <li>●入所承諾または不承諾通知は12月末ごろ郵送する予定です。</li> <li>●案内・申込書などは子育て支援室や各保育所・認定こども園でも配布しています。</li> <li>●例年、初日の午前中は大変混雑します。ご都合のつく人はそれ以外の日時でお越しください。</li> </ul>

※受け付けに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

### 入所の基準

保護者および同居の親族全員が①～⑤のいずれかに該当するため、家庭で保育できない場合。

- ①家庭外で仕事をしている
- ②家庭内で当該児童と離れて日常の家事や育児以外の仕事をしている
- ③妊娠中または出産後間もない(出産月を含め、前後2カ月までの最大5カ月間)
- ④病気やけがをしているか、心身に障害がある
- ⑤同居の親族に病人などがいて、常に介護にあたっている

### 現在入所中で令和6年度以降も引き続き保育を希望する人

継続申込書と父母の就労証明書を各保育所・認定こども園に提出してください。

※継続申込書は9月ごろに各保育所・認定こども園を通じて配布する予定です。

問い合わせ先

健康子育て課 子育て支援室

☎26-2248(直通)





# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰の影響を特に受けている低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、特別給付金の支給を行います。給付額は、ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分ともに児童1人当たり一律5万円です。

## ひとり親世帯分

### ▶対象

児童扶養手当の支給要件に該当している子どもを監護などしている人で、次の①～③のいずれかに該当する人

①・令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けた人

・令和5年4月分から新たに児童扶養手当の支給開始となった人

②公的年金などを受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人

※「公的年金など」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

③食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

①に該当する人は申請が不要ですが、②・

③に該当する人は申請が必要です。

※ひとり親世帯以外分の支給をすでに受けている人は、支給を受けられません。

※申請不要の人には、5月29日に児童扶養手当受給口座へ振り込み済みです。

### ▶申請に必要なもの

申請書 添付書類

本人確認書類(運転免許証など)

振込先が分かるもの

※必要書類は申請書に記載されています。

## ひとり親世帯以外分

### ▶対象

次の(1)・(2)のいずれかに該当する人

(1)令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給を受けた人

(2)次の養育要件①～③のいずれかに該当し、かつ所得要件ア・イのいずれかに該当する人

### 養育要件

①新生児出生により、吉岡町から令和5年4月～令和6年3月分の児童手当の新規認定や手当額増額の認定を受けた人(公務員以外)

②令和5年4月～令和6年3月分の特別児童扶養手当の新規認定や手当額増額の認定を受けた人

③上記以外で平成17年4月2日～令和6年2月29日に生まれた児童を養育している人

### 所得要件

ア.令和5年度住民税均等割が非課税の人

イ.食費などの物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった人

(1)に該当する人と、(2)の養育要件①または②に該当し、かつ所得要件アに該当する人は申請不要です。

それ以外の人は申請が必要です。

※他市町村から転入した人で、支給要件に該当するがまだ給付金を受給していない人は子育て支援室までご相談ください。

※ひとり親世帯分の支給をすでに受けている人は、支給を受けられません。

※申請不要の人には6月下旬以降順次振り込みます。

### ▶申請に必要なもの

申請書 添付書類

本人確認書類(運転免許証など) 振込先が分かるもの

※必要書類は申請書に記載されています。

※所得要件イで申請する人は、収入(所得)申立書に本人と配偶者の令和5年1月以降の収入(給与、事業、不動産、年金)が分かるものを添付してください。

※児童手当受給者(公務員)の人が申請する場合、申請書に所属庁の証明を受けてください。

## 共通事項

▶申請方法 必要書類を子育て支援室窓口へ持参または郵送により提出してください。

※申請書は子育て支援室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

※対象者によって申請書および必要書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

※住民税の課税状況について、電話でお答えすることはできません。本人確認書類をお持ちのうえ、税務室にてご確認ください。

▶申請期限 2月29日(必着)

申請・問い合わせ先 健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248(直通)



## 予防接種を受けましょう

お子さまの予防接種はもうお済みですか?対象者でまだ接種を受けていない場合には早めに受けるようにしましょう。

小学校就学前の年長児相当年齢であれば、麻しん・風しん混合(第2期)予防接種が受けられます。小学6年生は2種混合(ジフテリア・破傷風)予防接種などが受けられます。乳幼児の予防接種についても対象年齢内に受けるようにしましょう。

お子さまの健康が気になるときだからこそ予防接種を遅らせることなく予定通りに受けましょう。

※定期予防接種の対象年齢から外れてしまうと予防接種費用は有料になります。

予防接種を希望する人で予診票がお手元ない場合には、母子手帳を持って保健センターまでお越しください。

▶問い合わせ先 健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744(直通)



## 令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種 (春開始)について

春開始接種の接種期間は、令和5年8月31日までです。

### ●接種券について

65歳以上の人:前回接種から3カ月を目安に接種券を発送しています。

※他市町村で接種後に、吉岡町に転入した人は申請が必要となります。

64歳以下の人:申請が必要となります。保健センターまでお問い合わせください。

### 予約方法

#### ●「おまかせ予約申請書」を保健センターへ郵送

※接種日やワクチンの種類、医療機関は指定できません。

#### ●町コールセンターへ電話予約 ☎050-5445-3744

(月・水～日)9:00～17:00、火9:00～19:00

#### ●LINEで群馬県デジタル窓口を友だち追加して予約



群馬県  
デジタル  
窓口

まだ1度も接種をしていない12歳以上の人や、乳幼児(6カ月から満5歳未満)、小児(満5歳から満12歳未満)の接種予約も受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744(直通)



### ▲問い合わせ先

文化センター ☎54-1161

URL <https://www.net.yoshioka.ed.jp/culture/>

## 8月 保健センター健康ガイド

※やむを得ず日程が変更になる場合は、町ホームページなどでお知らせします。あわせてご覧ください。なお、7月の予定は広報6月号19ページをご覧ください。

内容	日時	対象者	摘要
運動発達の相談 (作業療法士)	2日☎ 13:30～16:30	子どもの運動発達の面で アドバイスが欲しい人	相談内容:子どもの運動発達に関すること(いざり・ハイハイしない・お座りができないなど) 相談員:作業療法士 ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
3歳児健診	4日☎受付13:00～	令和2年5月1日～ 5月31日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
十日開催 健康相談	6日☎・26日☎ 10:00～11:30、13:00～15:00 ※26日☎午前は、遊びに利用 できません。	健康相談のある人	相談内容:子育て・健康管理・その他健康に関すること 相談員:保健師
		妊婦	妊娠届出書を持参してください。
ことばの相談	8日☎ 14:00～16:00	子どものことばの面で アドバイスが欲しい人	相談内容:子どものことばに関すること (発音・ことばの数が少ないなど) 相談員:言語聴覚士 ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
子育て相談会	18日☎ 10:00～12:00 24日☎ 14:00～16:00	子育てに関して相談のある人	相談内容:子どもの発達や子育てに関すること 相談員:心理士(または保健師) ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。
10～11カ月児健診	23日☎受付13:00～	令和4年9月1日～ 9月30日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
3～4カ月児健診	29日☎受付13:00～	令和5年4月1日～ 4月30日生まれ	詳細は通知をご覧ください。
母乳 & 離乳食相談	31日☎受付 9:30～	乳幼児と親または家族	持ち物:母子手帳 相談員:助産師・栄養士・保健師 相談内容:授乳(乳房トラブル)、離乳食のことなど ☎健康づくり室に電話で事前予約をしてください。

★育児・介護・医療でお困りの人は「よしおか健康 No.1 ダイアル 24」 ☎0120-026-103 へ! (年中無休・通話無料)

▶問い合わせ先 健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744(直通)



大会の結果

第53回町民バレーボール大会(自治会対抗)

5月14日

男子



優勝 漆原東自治会(写真)  
準優勝 上野田自治会  
第3位 下野田自治会、漆原西自治会

女子



優勝 漆原西自治会(写真)  
準優勝 北下自治会  
第3位 大久保寺上自治会、上野田自治会

野球連盟夏季大会

5月28日



優勝 川西レパーズ(写真)  
準優勝 楽戦



最優秀選手賞 川西レパーズ 堤裕右(写真右)  
優秀選手賞 神林将太(写真左)

大会のお知らせ

第53回町民武道大会(弓道)

期 8月20日

時 午前9時

場 吉岡町弓道場

対 町内在住・在勤の弓道愛好者  
種 2段以下の部・3段以上の

部・総合の部  
① 7月20日までに電話で申し込みをしてください。  
② ③ スポーツ協会弓道部長 高村 哲夫  
☎ 090・3582・5138

第57回町民家庭婦人バレーボール大会(自治会対抗)

期 9月3日

時 午前7時45分までに受け付け  
午前8時開会  
場 社会体育館・吉岡中学校体育館

(開会は吉岡中学校体育館)  
対 町内在住の既婚女性または30歳以上の未婚女性  
※ 優勝・準優勝・第3位チームは、渋川地区広域圏大会へ派遣されます。

問 各自治会体育代表  
代表者会議  
期 8月18日

時 午後7時30分  
場 文化センター視聴覚室

期 9月3日

時 午前9時  
場 社会体育館剣道場

第51回町民武道大会(剣道)

期 9月17日、24日  
予備日 10月1日  
時 午前8時  
場 町民グラウンド・八幡山グラウンド  
問 各自治会体育代表  
代表者会議  
期 9月1日

時 午後7時30分  
場 文化センター視聴覚室

期 9月17日、24日  
予備日 10月1日  
時 午前8時  
場 町民グラウンド・八幡山グラウンド  
問 各自治会体育代表  
代表者会議  
期 9月1日

時 午後7時30分  
場 文化センター視聴覚室

対 町内在住・在勤の剣道愛好者  
種 ① 基本動作の部 ② 初心者の部 ③ 小学生の部 ④ 中学生男子の部 ⑤ 中学生女子の部 ⑥ 一般の部  
⑦ 8月7日までに電話で申し込みをしてください。  
⑧ ⑨ スポーツ協会剣道部長 小竹 祥平  
☎ 26・2917  
スポーツ協会事務局  
☎ 54・1161

第65回町民野球大会(自治会対抗)

期 9月17日、24日

予備日 10月1日  
時 午前8時  
場 町民グラウンド・八幡山グラウンド  
問 各自治会体育代表  
代表者会議  
期 9月1日

時 午後7時30分  
場 文化センター視聴覚室

期 9月17日、24日  
予備日 10月1日  
時 午前8時  
場 町民グラウンド・八幡山グラウンド  
問 各自治会体育代表  
代表者会議  
期 9月1日

時 午後7時30分  
場 文化センター視聴覚室

期 9月17日、24日  
予備日 10月1日  
時 午前8時  
場 町民グラウンド・八幡山グラウンド  
問 各自治会体育代表  
代表者会議  
期 9月1日

時 午後7時30分  
場 文化センター視聴覚室

期 9月17日、24日  
予備日 10月1日  
時 午前8時  
場 町民グラウンド・八幡山グラウンド  
問 各自治会体育代表  
代表者会議  
期 9月1日

時 午後7時30分  
場 文化センター視聴覚室

期 9月17日、24日  
予備日 10月1日  
時 午前8時  
場 町民グラウンド・八幡山グラウンド  
問 各自治会体育代表  
代表者会議  
期 9月1日

時 午後7時30分  
場 文化センター視聴覚室

期 9月17日、24日  
予備日 10月1日  
時 午前8時  
場 町民グラウンド・八幡山グラウンド  
問 各自治会体育代表  
代表者会議  
期 9月1日

ぐんま・ほほえみネット  
不安を抱える女性へのつな  
がりサポート相談支援事業  
新型コロナウイルス感染症  
大は、女性にも大きな影響を  
与えており、解雇や雇い止め、  
DVの危険の高まり、心身の  
不調などの課題が明らかにな  
っています。県では相談・支  
援経験豊富な民間団体に委託  
し、関係機関とも連携しながら、  
電話・SNSでの相談受け  
付けや、訪問・同行などによる  
支援を行います。

一人でも悩まず相談してく  
ださい。

無料  
NPO法人 Next Generation  
(前橋市三河町1丁目1番地  
103ツムグ前橋)  
☎ 080・7645・8696  
(※・☎ 午前9時30分～午  
後4時30分)  
ぐんま男女共同参画センター  
☎ 027・224・2211

☎ 027・224・2211

☎ 027・224・2211

☎ 027・224・2211

☎ 027・224・2211

☎ 027・224・2211

☎ 027・224・2211

☎ 027・224・2211

☎ 027・224・2211

☎ 027・224・2211

☎ 027・224・2211

☎ 027・224・2211

☎ 027・224・2211

☎ 027・224・2211

☎ 027・224・2211



▲詳しくはこちら

くらしの便利帳





**とらいあんぐるん相談室**

ぐんま男女共同参画センターでは、専門の相談員がお話を伺います。悩みなどを一人で抱え込まないで、お気軽にご相談ください。

**女性電話相談**

毎週⑩・⑪・⑫・⑬  
午前9時～正午、午後1時～4時

(年末年始⑭は休み、⑮が⑯および振替休日の場合⑯は休み)  
☎027・2224・5210

**男性電話相談**

毎月2回

第2・4⑰午後1時～4時

☎027・212・0372

⑱無料

⑳ぐんま男女共同参画センター

☎027・2224・2211

**若手社員向けデートDV防止啓発講座(講師派遣)**

県では、交際相手や配偶者からの暴力(DV)の防止啓発を推進しています。DVは若いカップルの間でも起こっている問題であり、正しい知識と理解を深めることが重要で

す。県では、企業などの若手社員向けに、デートDV防止啓発講座のための講師派遣事業を実施しています。社員研修の一環として、ぜひ当事業をご活用ください。

⑳県内の企業、団体など  
㉑無料  
㉒講座の時間は50～90分程度(応相談です)。  
㉓群馬県生活こども課 男女共同参画室  
☎027・2226・2902

**しんとら・よしおか しんきちマルシェの開催**

地域の特産品や飲食物、ワークショップなどが集まるマルシェイベントを、町と榛東村が共同開催します。イベント当日に出店者としてご参加いただける事業者の募集を後日行う予定です。

イベント内容や出店者募集などの詳細は、町ホームページにてご案内する予定です。

㉔9月16日⑳

㉕城山みはらし公園

㉖〒0172番地1

㉗産業振興室

☎26・2280(直通)

**老人福祉センター(いこいの家八幡) 夏休み小学生向け教室**

**習字教室**

㉘7月26日㉙・27日㉚のどちらか1日

㉛午前9時30分～11時30分

㉜半紙、習字道具

(条幅を書く場合は条幅用半紙、条幅用下敷き)

**ポスター教室**

㉝7月28日㉞

㉟午前9時30分～11時30分  
㊱は午後1時～3時のどちらかの時間帯

㊲絵の具、画用紙、筆記用具

㊳あらかじめ、画用紙に下書きをしてください。

㊴町内の小学生

㊵各15人(多数の場合は抽選)

㊶教室ごとに往復はがき(126円)を用意し、教室名・希望日・希望時間・住所・氏名・学年・電話番号を記入し、7月18日㊷必着で送付してください。

㊸条幅を書く人ははがきに条幅希望と記載してください。

㊹〒370-3604

㊺吉岡町南1333-4

㊻町社会福祉協議会

㊼夏休み小学生向け教室係

☎54・3930

**夏休み体験教室** ボランティアポイント対象です!

教室名	日時・場所	内容	対象・定員	申込期限
夏休み 習字教室・ポスター教室 お手伝いボランティア	【習字教室】 ①7月26日㉙9:30～11:30 ②7月27日㉚9:30～11:30 【ポスター教室】 ①7月28日㉛9:30～11:30 ②7月28日㉛13:00～15:00 老人福祉センター (いこいの家八幡)	習字教室・ポスター教室で職員と一緒に小学生の様子を見守り、アドバイスやお手伝いをしていただきます。	【対象】 中学生 【定員】 各日3人(先着順)	7月21日㉜ 申し込みの際にご希望の日を伝えてください。
「元気になるカフェ」 お手伝い体験	8月3日㉞ 8月10日㉟ 8月17日㊱ 9:30～12:30 ●JA北郡渋川デイサービスセンターげんき喫茶室 ●地域福祉交流施設よしおかROBAROBA	認知症の人など、誰もが気軽に立ち寄れて自由におしゃべりができる場で、お話相手やお茶出しの体験をしてみませんか。	【対象】 小学5年生～ 中学3年生 【定員】 各日6人 (各カフェ3人) 先着順	各日1週間前まで
高齢者疑似体験・ 車椅子体験	8月7日㊲ 10:00～12:00 老人福祉センター (いこいの家八幡)	疑似体験キットや車椅子を使い地域のバリアフリーについて考えてみよう! 小・中学生のお手伝いをするボランティアさんも募集します。	【体験】 小学4年生～ 中学3年生まで 10人(先着順) 【ボランティア】 高校生～ 4人(先着順)	7月31日㊳

▶申し込み・問い合わせ先 町ボランティアセンター(社会福祉協議会) ☎54-3930  
✉yoshi.volusen@email.plala.or.jp





## 夏休み下水道見学会 (県央水質浄化センター)

下水道の仕組みを、クイズを解きながら見学して学びます。先着200人に記念品を差し上げます。

期 7月30日①

時 午前9時30分～午後2時受け付け

(見学時間は約1時間)

※事前申し込み不要

場 県央水質浄化センター

(玉村町上之手1846-1)

対 小学生とその家族。大人だけでも参加可能。動きやすい服装で参加してください。

費 無料

問 県下水道総合事務所総務係

☎ 0270・65・7557

## 県営住宅8月定期募集

▼入居資格 現在住宅に困っている人

※世帯収入による制限あり

※連帯保証人不要、単身での申し込み可能

▼申込用紙・募集案内配布

県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県民センター(群馬県庁2階)、県土木事務所、県保健

福祉事務所、町役場など

▼申込期間 8月1日①～15日①

日①

▼申し込み方法 所定の申込用紙を県住宅供給公社へ郵送またはメール

※入居者は公開抽選で選定します。

※随時申し込みを受け付けている団地もあります。詳しくはお問い合わせください。

問 県住宅供給公社

☎ 027・223・5811

FAX 027・223・9808

## 地震防災対策の現状調査に係る住民向けアンケート

このたび、内閣府では、今後の防災対策に向けて、皆さまの声を反映するため避難意識などに関する調査を実施します。ぜひ意見を聞かせてください。



▲回答はこちらから

URL <https://en.surece.co.jp/>

Kaikou2023/

問 内閣府防災計画担当

☎ 03・3501・6996

## 2023夏休み特別企画 子どもときめき講座

夏休みだからできること！  
教室に参加して  
いろいろな体験をしてみよう！



教室名	日時・場所	内容	参加対象・定員	費用・持ち物	申し込み期間
はかりの 工作教室	7月25日① 13:30～15:30 文化センター2階 和室	身近な材料でさおばかりを作り、お菓子の計量をしてみよう！参加者全員に「ぐんまちゃんクリアファイル」をプレゼント！	小学生 15人程度 ※小学1・2年生は 保護者同伴	無料 牛乳などの 1Lパック	～7月14日①
やきもの 体験	8月2日② 10:30～12:00 文化センター2階 工芸実習室	白磁マグカップを専用の色紙(転写紙)で飾って、オリジナルのマグカップを作ろう！	小学生 20人程度	400円	
レプリカ 作り	8月5日③ 10:30～11:30 文化センター2階 研修室	石こうを使ってアンモナイト化石のレプリカを作ろう！	小学生 20人程度	無料	
親と子の 料理教室	8月6日④ 10:00～13:30 保健センター 調理実習室	いろいろな料理を家族みんなで作ってみよう！	町内小学生と保護者 (祖父母も可) 先着10組	大人300円 子ども200円 エプロン・三角巾	7月18日⑤～ 7月20日⑥



### ▶申し込み方法

電話でお申し込みください。※詳しくは、マメールにて配信されたチラシをご覧ください。(マメールとは吉岡町小中学校メール配信システムです。)

### ▶申し込み・問い合わせ先

工作教室・やきもの体験・レプリカ作り 教育委員会事務局 生涯学習室 ☎54-1054  
料理教室 健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744



## 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員採用試験

### ▼職種

一般行政職(建築技師)および消防職(救急救命士有資格者を含む)

▼採用予定人員(令和6年4月1日採用)

### 一般行政職

建築技師 若干人

消防職 若干人

### ▼受験資格

日本国籍を有し、次の職種別要件を満たす人(全て令和6年3月卒業見込者を含む)

※地方公務員法第16条の規定に該当する人は、受験できません。

### 一般行政職(建築技師)

#### ※就職氷河期世代対象

①昭和43年4月2日から昭和63年4月1日までの間に生まれた人

②大学卒業者、短期大学卒業者、高等学校卒業者または高等学校卒業程度認定試験合格者

③2級建築士以上の資格(免許登録を取得している人)

④平成9年4月2日以降に生まれた人

②大学卒業者、短期大学卒業者、高等学校卒業者または高等学校卒業程度認定試験合格者

③消防官として職務遂行に必要な身体(四肢関節機能を含む)が健全であること

④採用後は渋川広域圏内に居住できること

※その他の要件もあります。

### ▼試験日など

#### 第1次試験

9月17日④

渋川市勤労福祉センター

#### 第2次試験

10月中旬以降予定

※第1次試験合格者に通知します。

### ▼申込書配布場所

広域組合事務局総務課、消防本部総務課、渋川広域圏内各市町村役場

### ▼申し込み方法

申込書、写真(6カ月以内に撮影・縦4cm×横3cm)、建築技師は免許証明書の写し、救急救命士は免許証の写しを広域組合事務局総務課または消防本部総務課へ直接提出

### ▼申込期間

8月1日④～15日④

※④・⑤・⑥を除く午前9時～午後5時

※詳しくは組合ホームページ <http://www.sknet.or.jp/> をご確認ください。

④事務局総務課

☎60・5200

消防本部 総務課

☎25・4191

## 清掃スタッフ講習

施設内外の清掃業務に必要な基礎知識・技術を習得する技能講習を開催します。

④8月24日④・25日④

※日程・内容は都合により延期・中止・変更する場合があります。

④町コミュニティセンター

④次のいずれかに該当する人

●県内在住の60歳以上でシルバー人材センターに新規入会し就業を希望する人

●シルバー人材センター会員で職種転換や就業を希望する人

④15人

④無料

④8月7日④までに電話で申し込みをしてください。

④県長寿社会づくり財団シルバー連合事業グループ育成事業係  
☎027・255・6400

## 障害者差別をなくしましょう

平成28年度に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は障害を理由とした不当な差別の取り扱いを禁止し、障害者の申し出に応じて合理的配慮の提供を求めています。

### 不当な差別的取り扱いの例

- 窓口対応を拒否する
- 説明会などの出席を拒む
- 障害を理由とした不当な条件をつける

### 合理的配慮の例

- 必要に応じて筆談や代読をする
- 段差があるところを補助する
- 周囲の理解を得た上で手続きの順番を変更する

④渋川広域障害福祉なんでも相談室  
☎30・0294

④群馬県障害者差別相談窓口  
☎027・251・1166

## 群馬県優良県産品を募集します

優良な県産品として推奨できる商品を決出し、全国へ紹介します。優良県産品になると、商品に「県優良推奨品シール」を貼ってPRできます。

④県内に事業の本拠を持つ製造者が、生産または主たる加工をした、一般消費者に販売される加工食品、民・工芸品など

※すでに推奨を受けている商品も再申請が必要です。

※優良県産品として推奨されるには、法令に基づいた表示が必要となります。

### ▼推奨期間

令和6年4月～令和8年3月

### ▼審査基準

- 食品表示法、その他の関係法令に適合しているか
- 品質、価格、包装、表示方法などが適正か
- 優良県産品として推奨するにふさわしいものか

④申請期限 7月31日④

④申請方法 産業振興室窓口で申請書を提出

※申請書は群馬県庁ホームページ <https://www.pref.gunma.jp/page/1475.html> からダウンロードできます。

④産業観光課 産業振興室  
☎26・2280(直通)

④県観光魅力創出課  
☎027・226・3386  
☎027・223・1197

休館日

7/3月・10月  
18火・19水  
24月・27木  
31月

わらべの会の読み聞かせ  
毎週土曜日 11:00～

パネルシアター  
7/12水・26水 10:00～

図書館



(文化センター内) ☎54-6767

吉岡町図書館

検索 Click!

## 図書館まつり 7月30日◎



「わらべの会」の読み聞かせ・ブックコートサービスなど  
楽しい催しを用意していますので、ぜひお越しください。  
詳しくは、図書館内のポスターをご覧ください。

きたじまごうき

## 絵本ライブ 入場無料

自作の絵本を手作りの楽器を使ってドラマチックに  
読み聞かせし絵本作家がお届けする、  
絵本の世界をより楽しめるライブです!

- 期日 **7月30日◎**
- 時間 13:00～14:00(開場 12:30)
- 人数 60人程度
- 場所 文化センター2階 研修室
- 申し込み 受け付け中  
図書館カウンターまたは  
電話で申し込んでください。



## きたじまごうき 絵本原画展

絵本「ほしのかえりみち」の原画を展示します

- 期日 **7月21日金～7月30日◎**
- 時間 9:00～18:00(最終日は16:00まで)
- 場所 文化センター1階 展示ギャラリー

## ブックリサイクル

期日: 7月29日土～8月13日◎

時間: 9:00～18:00

場所: 文化センター エントランス



図書館で使用していた本を  
1人2冊まで差し上げます。

## 一日図書館員募集

期日: 8月2日水・3日木・4日金

時間: 10:00～12:00

対象: 町内の小学4年生～6年生

定員: 1日につき2人(先着順)

申し込み期限: 7月13日◎



図書館カウンターで直接  
申し込んでください。(電話不可)

## 令和5年度 課題図書

今年度の読書感想文全国コンクールの  
課題図書がそろいました。  
より多くの方が読めるよう  
貸出期間は**1週間**です。



夏休み中は貸し出しが集中するので、早め  
のご利用をおすすめします。

予約する場合は本人が図書館カウンターで  
申し込んでください。(電話・WEB予約不可)

### 一般向け(図書)

- 📖 街とその不確かな壁 (村上春樹/新潮社)
- 📖 帰ってきた生協の白石さん (白石昌則/講談社)
- 📖 たまさんの食べられる庭 自然に育てて、まるごと楽しむ (中川たま/家の光協会)

新  
着  
紹  
介

DVD 峠 最後のサムライ  
トップガン マーヴェリック  
映画すみっこぐらし 青い月夜のまほうのコ

### 児童向け(図書)

- 📖 すいとうのひとやすみ (村上しいこ/PHP研究所)
- 📖 どうながのプレッツェルとこいぬたち (マーグレット・レイ/福音館書店)
- 📖 かぜひきさんのおやくそくだもの (きだにやすのり/あかね書房)

CD 12-トゥエルブ-(坂本 龍一)  
式(優里)  
あかちゃん おうたアルバム～どうよう&あそびうた～





# 7月 Information

## ごみの出し方

**燃えないごみ 第1・第3水曜日(第5水曜日は休み)**  
カセットボンベ、スプレー缶などは必ず穴をあけて、燃えないごみへ出してください。割れビンも燃えないごみです。

### 分別ごみ 第2・第4水曜日

ペットボトルは、識別表示マーク1が付いているものが対象です。(※ペンなどで記入したものの、薬剤などを入っていたものは対象外です。)



### 粗大ごみ(回収は2カ月に一度)

7月5日(日) 8:00~ 9:00 駒寄住民センター(駒寄)  
10:30~11:30 大久保集落センター(大久保寺下)  
7月19日(日) 8:00~ 9:00 下野田集会所(下野田)  
10:30~11:30 小倉集会所(小倉)  
粗大ごみシール 1枚15円

## 児童館 ☎20-5960

開館時間  
月~金 10:00~17:00  
土 10:00~15:00 日・祝は休館

7月 3日(日) 16:00~ | 七夕飾り

11日(火) 10:30~ | みんなあつまれ!

24日(日) 16:00~ | つくってあそぼう!

英語あそび 7月 7日(金) 10:30~

えくぼクラブ 7月 3日(日) スイカ割り 10:30~  
4日(火) リズムあそび 10:30~  
10日(日) ママシンガーズ 13:00~

**人口** 人口 22,464人(53) 男性 11,078人(26)  
世帯数 8,848戸(35) 女性 11,386人(27)  
令和5年6月1日現在 ( )は前月比

## 相談会 予は予約が必要です。お問い合わせください。

**障害福祉なんでも相談、**

**手話通訳者設置**

期 第2月曜(7/10、8/14)

時 15:00~17:00

場 役場第1会議室

問 福祉室

☎26-2246

☎54-8681

**人権・行政・無料法律相談**

(法律相談のみ 予)

期 第2木曜(7/13、8/10)

時 13:30~15:30

(法律相談は~16:00)

場 老人福祉センター

問 囚福祉室

☎26-2246

☎26-2240

☎54-3930

**空き家等無料相談 予**

期 第4金曜(7/28)

時 13:30~16:15

場 役場第1会議室

問 都市建設室

☎26-2278

**無料法律相談 予**

期 第4木曜(7/27)

時 19:00~

場 隣保館

☎54-4692

**こころの相談 予**

期 第1・3木曜

(①7/20、②8/3)

時 13:30~15:30

場 ①榛東村保健相談センター

②渋川保健福祉事務所

内 精神科全般

問 渋川保健福祉事務所

☎22-4166

## 休日当番医

(注意) ・内科・外科・小児科のいずれかの医師が順番で担当しています。すべての病気・ケガに対応できない場合があります。  
・変更になっている場合がありますので、医院へ確認してからお出かけください。 ※歯科は診療時間が正午までです。

月	日	内科		外科	歯科※
7	2(日)	石北医院 渋川市渋川 22-1378	岡本内科クリニック 吉岡町大久保 20-5353	高野外科胃腸科医院 渋川市渋川 24-2454	たけうち歯科医院 吉岡町下野田 25-7700
	9(日)	ふるまき内科医院 渋川市八木原 25-8881	原沢医院 渋川市伊香保町 72-2503	北毛病院 渋川市有馬 24-1234	山下歯科医院 渋川市渋川 22-0648
	16(日)	奈良内科医院 渋川市渋川 25-1155	榛東さいとう医院 榛東村新井 54-1055	井野整形外科リハビリ内科 吉岡町南下 30-5255	平形内科歯科医院 渋川市石原 22-2233
	17(祝)	厚成医院 渋川市石原 22-1060	赤城開成クリニック 渋川市赤城町 20-6500	有馬クリニック 渋川市有馬 24-8818	SHUN デンタルクリニック 渋川市渋川 25-7961
	23(日)	本沢医院 渋川市石原 23-6411	入内島内科医院 渋川市半田 60-7322	渋川医療センター 渋川市白井 23-1010	宮下歯科医院 渋川市渋川 24-1939
8	30(日)	神山内科医院 渋川市渋川 22-2181	榛東わかばクリニック 榛東村山子田 20-5531	加藤整形外科医院 渋川市行幸田 20-1007	福田歯科医院 渋川市渋川 23-6677
	6(日)	大谷内科クリニック 渋川市中村 20-1881	痛みのクリニック長谷川医院 吉岡町大久保 30-5055	とまるクリニック 渋川市金井 26-7711	関歯科医院 渋川市吹屋 25-0530

◎渋川地区消防本部救急病院等案内テレホンサービス ☎23-0099

◎救急病院案内テレホンサービス(前橋市消防局) ☎027-221-0099 急病やケガなど受診可能な医療機関のご案内をしています。

◎夜間急患診療所(19:00~22:00 年中無休) ☎23-8899

◎よしおか健康NO.1ダイヤル24 ☎0120-026-103 健康相談・医療相談など24時間年中無休・無料でお受けします。



# HOT SHOT



明治小



駒寄小



吉岡中

## 小学生に「いかのおすし」、中学生に「自転車ツーロック」啓発品を寄贈

5月9日、町防犯委員会と町交番は明治小・駒寄小に、「いかのおすし」チラシと鉛筆を寄贈しました。また、吉岡中に、自転車の盗難防止啓発を目的として、二重施錠を促すチラシを寄贈しました。

いかのおすしは、連れ去りなどの事件から身を守るための標語です。

ついて「いか」ない  
「の」らない  
「お」おごえをだす  
「す」ぐにげる  
「し」らせる



## 漆原しだれ桜祭り

4月9日、道の駅よしか温泉で5年ぶりに開催にされました。



## 「吉中ボランティア」スタート

吉中生が町や自治会の活動にボランティアとして協力する「吉中ボランティア」が、今年度も始まりました。

5月27日の駒寄小学校の除草作業に18人、5月28日の上野原自治会の花苗植栽活動に23人の吉中生が活躍してくれました。

駒小と上野原自治会からは、「中学生が草むしり作業をこんなにも一生懸命やってくれるのかと感動しました。」「地域の大人と子どもが共に作業するすばらしい機会となりました。」などの感想が寄せられました。

## 泥だらけになってハッスルプレー

6月3日に、子ども食堂「koharu日和(コハルびより)」の主催により「どろんこ祭り」が開催されました。水を張った田んぼに30人以上の親子連れが集い、かけこや綱引き、サッカーなどを楽しんでいる様子でした。

koharu日和は、こどもから大人までを対象に、地域の交流と助け合いを motto に大久保で活動しています。



## 花を植えて町を明るく

NPO法人ふれあい吉岡の主導により5月26日から6月1日にかけて町内の県道15号沿いや学校、保育園などで花植えが行われました。地元の人や吉中生など多くの方がボランティアとして参加し、行き交う人の癒しになるように心を込めて植えていました。





日 月 火 水 木 金 土

実施場所 町役場 保健センター 老人福祉センター 隣隣保館

※保健センター事業の詳細については、広報6月号19ページをご覧ください

2	3	4	5	6	7 保 3歳児健診 やさしい筋トレ教室 広報7月号発行日 燃えるごみ(駒寄地区)	8 保 健康相談・ 母子手帳交付
9	10 町 定例農業委員会 障害福祉なんでも相談 手話通訳者設置 燃えるごみ(明治地区)	11 町 無料税務相談 保 ことばの相談 ハーフバースデー 燃えるごみ(駒寄地区)	12 分別ごみ(全域)	13 保 助産師相談会 老 人権・行政・ 無料法律相談 燃えるごみ(明治地区)	14 保 子育て相談会 やさしい筋トレ教室 燃えるごみ(駒寄地区)	15
16	17 海の日 燃えるごみ(明治地区)	18 町 マイナンバーカード 申請・交付・証明発行 延長(住民環境室) 19時30分まで 燃えるごみ(駒寄地区)	19 保 2歳児歯科健診 燃えないごみ(全域) 粗大ごみ(下野田・小倉)	20 保 母乳&離乳食相談 子育て相談会 燃えるごみ(明治地区)	21 保 やさしい筋トレ教室 燃えるごみ(駒寄地区)	22
23 群馬県知事選挙	24 燃えるごみ(明治地区)	25 保 10~11カ月児健診 燃えるごみ(駒寄地区)	26 保 3~4カ月児健診 分別ごみ(全域)	27 隣 無料法律相談 燃えるごみ(明治地区)	28 町 空き家等無料相談 保 総合健診 燃えるごみ(駒寄地区)	29
30 保 総合健診 健康相談・ 母子手帳交付	31 町 介護保険料...第1期納期限 固定資産税...第2期納期限 国保後期...第1期納期限 燃えるごみ(明治地区)	8/1 燃えるごみ(駒寄地区)	2 保 運動発達の相談 燃えないごみ(全域)	3 燃えるごみ(明治地区)	4 保 3歳児健診 広報8月号発行日 燃えるごみ(駒寄地区)	5
6 保 健康相談・ 母子手帳交付	7 町 マイナンバーカード 申請・交付・証明発行 延長(住民環境室) 19時30分まで 燃えるごみ(明治地区)	8 保 ことばの相談 燃えるごみ(駒寄地区)	9 分別ごみ(全域)	10 町 定例農業委員会 老 人権・行政・ 無料法律相談 燃えるごみ(明治地区)	11 山の日 燃えるごみ(駒寄地区)	12

内容が変更・中止になる場合があります。町ホームページなどで確認をしてからお出かけください。

広報よしおか

2023年7月号 No.388  
毎月第1金曜発行

発行：古岡町役場 編集：企画財政課  
〒370-3692(郵送の際は住所記入不要)  
群馬県北群馬郡古岡町大字下野田560番地

## 友好都市 大樹町通信



**プールのリニューアルオープン**  
5月28日、町民待望の大樹町B&G海洋センタープールがリニューアルオープンしました。旧海洋センタープールの開設から40年以上が経過し老朽化が進行したため建て替えとなりました。従来の上屋シート式から屋内型に変更されたほか、乾式採暖室、水中ウォーキング対応レーン、見学ゾーン、多目的トイレ、監視用カメラ、地震時の逆流事故防止装置などを新たに備え、より安心、安全に配慮した施設になりました。前日には、オープンセレモニーが開かれ、シドニー五輪100メートル背泳ぎ銀メダリストの中村真衣さんが「泳ぎ初め」を行い、力強い泳ぎを披露しました。

このコーナーでは友好都市大樹町の魅力を町民の皆さんに紹介します。

## 齋藤家の愛ドル (大久保)



のあちゃん  
R4.6.17生

父 慎さん・母 紗希さん

乃愛ちゃん  
1歳

★メッセージ  
すくすく元気に育ってくれてる乃愛ちゃん。これからも楽しい思い出をいっぱい作っていきましょう！  
★名前に込めた思い  
まっすぐな愛情を受けて、自由に生きてほしい

【編集後記】  
チャレンジデーの取材のため町内の色々な場所を回りました。心と体の健康のためにも運動することはとても素敵なことだと再認識しました。広報でチャレンジデーをもっともっと盛り上げていきたいです！

☎0279-54-3111(代表) FAX 0279-54-8681  
URL https://www.town.yoshiokagunma.jp/  
✉yos3111@town.yoshiokagunma.jp(代表)



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。